

健疾発 1 2 2 5 第 1 号
平成 2 6 年 1 2 月 2 5 日

各 都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局疾病対策課長
（ 公 印 省 略 ）

指定医及び指定医療機関の指定に係る取扱いについて

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号。以下「法」という。）に基づく特定医療費の支給については、鋭意施行準備を進めていただいているところですが、法第 6 条第 1 項に規定する指定医及び法第 14 条第 1 項に規定する指定医療機関の指定の事務については、下記の取扱いといたしますので、よろしくお取り計らい願います。

記

1. 指定医の指定に係る取扱い

指定医の指定については、基本的には、指定の日から効力が発生するものであるが、法の施行までの期間が限られていることから、法施行前に申請が行われた場合には、当該申請に係る指定が法施行以後に行われたとしても、平成 27 年 1 月 1 日から当該指定の効力が発生するものとして取り扱うことは差し支えない。

また、法施行後に申請が行われた場合についても、申請日から指定までの間に患者が当該申請を行った医師のもとで受診する可能性があること等に配慮し、各都道府県において、平成 26 年度中は、申請日に遡って当該指定の効力が発生するものとすることも差し支えない。

2. 指定医療機関の指定に係る取扱い

指定医療機関の指定については、「指定医療機関の指定について」（平成 26 年 11 月 21 日健疾発 1121 第 2 号厚生労働省健康局疾病対策課長通知）において、指定年月日は、原則として、指定の決定をした日の属する月の翌月初日とすることとしているが、法の施行までの期間が限られていることから、法施行前に申請が行われた場合には、当該申請に係る指定が法施行以後に行

われたとしても、平成 27 年 1 月 1 日から当該指定の効力が発生するものとして取り扱うことは差し支えない。

また、法施行後に申請が行われた場合についても、申請日から指定までの間に患者が当該申請を行った医療機関（薬局等を含む。以下同じ。）で受診する可能性があること等に配慮し、各都道府県において、平成 26 年度中は、申請日に遡って当該指定の効力が発生するものとすることも差し支えない。

3. 指定医療機関の指定に係る法施行時における取扱いについて

指定医療機関の指定については、2 を踏まえて、平成 26 年 12 月末までに医療機関から指定の申請を行うよう促すこと。

ただし、特定疾患治療研究事業に係る医療費の支給が行われたことのある医療機関にあつては、平成 26 年 12 月 31 日までに指定を受ける意思があつたものとして、平成 27 年 1 月中に指定の申請が行われた場合であっても、平成 27 年 1 月 1 日に申請が行われたものとみなし、同日から指定の効力が発生するものとして差し支えないこととする。